

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省

5億3907万円(指摘金額)

事業の 概要

- ✓ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる**感染拡大防止や医療提供体制の整備等**について、地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に実施できるよう、都道府県による取組支援を目的として、都道府県に対して**新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）**を交付（交付率10/10）
- ✓ **交付金の交付対象となる経費**は交付要綱に定める事業区分ごとに算定し、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業等では、整備対象設備等の種類ごとに、**設備1台当たりの補助上限額を設定**
例：新型コロナウイルス感染症対策事業では、**コロナ患者等の移送**に係る経費等が交付対象
⇒**宿泊療養施設等への移送：交付対象**
⇒**入院に係る医療機関への移送：交付対象外**（国による他の負担金の対象となるため（負担割合1/2））
例：新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業では、**簡易陰圧装置**（注）の購入費用等が交付対象（注:ウイルスが室外に漏れないよう室内を陰圧化する装置）

検査の 結果

- ✓ 交付金の**7事業**について、主に以下の事態が見受けられた
- ✓ **交付金の対象とならない費用**である、**コロナ患者等の入院に係る医療機関への移送に要した費用、消耗品費等の費用を含めていたため、交付金が過大に交付されていた**

①新型コロナウイルス感染症対策事業	6件	2億3311万円
②帰国者・接触者外来等設備整備事業	3件	2664万円
③感染症検査機関等設備整備事業	5件	2148万円
④DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	1件	1945万円
- ✓ **整備対象設備等に要した経費に係る交付金の交付額について、設備1台当たりの補助上限額を超えて算定していたため、交付金が過大に交付されていた**

⑤新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	6件	2億0615万円
⑥新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	6件	2788万円
- ✓ 交付金により**簡易陰圧装置を整備したが、病室の陰圧化ができず、補助の目的を達していなかった**

⑦新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	2件	433万円
--	----	-------

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省

5億3907万円(指摘金額)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における過大交付等の事態等の概要

事業名	主な事態の内容（件数・金額は指摘の合計）
①新型コロナウイルス感染症対策事業	交付金の対象とならない経費を含めていたもの 【次ページ参照】 6件 2億3311万円
②帰国者・接触者外来等設備整備事業	交付金の対象とならない経費を含めていたもの 3件 2664万円
③感染症検査機関等設備整備事業	交付金の対象とならない経費を含めていたもの 5件 2148万円
④DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	交付金の対象とならないもの 1件 1945万円
⑤新型コロナウイルス感染症重点医療 機関等設備整備事業	設備等1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付 されていたもの 【次ページ参照】 6件 2億0615万円
⑥新型コロナウイルス感染症患者等入院 医療機関設備整備事業	設備等1台当たりの補助上限額を超えて交付金が交付 されていたもの 6件 2788万円
⑦新型コロナウイルス感染症を疑う患者 受入れのための救急・周産期・小児 医療体制確保事業	整備した設備が補助の目的を達していなかったもの 2件 433万円

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）における 過大交付等（不当事項）

厚生労働省

5億3907万円(指摘金額)

①新型コロナウイルス感染症対策事業の概要

厚生労働省は、都道府県等の事業者に対し、コロナ患者等の
入院病床の確保等について支援を行うことにより、公衆衛生の
向上を図ることを目的として**交付金**を交付（交付率10/10）

✓ 交付金の交付対象となる経費は、コロナ患者等の**宿泊療養施設等への移送に係る費用等**

入院に係る**医療機関への移送**に係る費用は、国による他の負担金
（負担割合1/2）の対象となっており、本交付金の**交付対象外**



検査の結果

交付金の対象経費とならない、コロナ患者等の入院に係る
医療機関への移送に要した費用等を含めていた

6件 2億3311万円過大

(注) このほか、②～④の帰国者・接触者外来等設備整備事業等3事業
においても交付金の対象とならない経費を含めていたことにより
交付金が過大に交付されていたなど 9件 6759万円

⑤新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業の概要

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等に対し、
高度かつ適切な医療の提供に必要な設備整備を支援し、
医療提供体制を整備することを目的として**交付金**を交付

✓ 整備対象設備は、超音波画像診断装置、血液浄化装置等

整備対象設備の種類毎に、**1台当たりの補助上限額を設定**

(注) 同じ種類の整備対象設備を複数購入した場合、**1台ごとに実支出額と、
1台当たりの補助上限額を比較して少ない方の額を交付額とする**

検査の結果

同じ種類の整備対象設備について、**複数台分の実支出額の合計額と
整備台数×1台当たりの補助上限額**の額を比較したため、1台当たり
の補助上限額を超えて交付額を算定していた

6件 2億0615万円過大

同じ種類の整備対象設備について、**金額が異なる装置A,Bを購入した場合の
経費に係る交付金の交付額の算定例**（**太字**が交付額）

正：装置Aの実支出額 > **補助上限額**、**装置Bの実支出額** < 補助上限額

誤：**装置Aの実支出額 + 装置Bの実支出額** > 補助上限額×2

(注) このほか、⑥新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備
事業においても整備対象設備1台当たりの補助上限額を超えて交付金
が過大に交付されていたなど 6件 2788万円